

法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

使用料、手数料及びその他の料金	算出方法
情報公開手数料	行政機関と同様に計算し、算出しています。

その他賃料等の算出方法

賃料等	算出方法
分譲宅地の譲渡対価	近傍同種の土地の取引価格と均衡を失しないよう設定しています。
賃貸宅地の賃料（地代）及び保証金	近傍同種の土地の地代と均衡を失しないよう設定しています。
賃貸住宅の家賃	<p>（募集家賃の算出方法） 近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価手法により設定しています。</p> <p>（継続家賃の改定方法） 近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないよう不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価手法により設定しています。</p>
賃貸住宅の敷金	原則家賃の2倍の額と設定しています。
共益費	団地内の共用部分の維持、運営等に必要となる額を設定しています。
賃貸施設の賃貸料	近傍同種の賃貸施設の賃貸料の額と均衡を失しないよう設定しています。
個人向け分譲住宅の譲渡対価、特定賃貸住宅譲渡対価及び市街地施設等譲渡対価	近傍同種の住宅又は施設の譲渡対価額と均衡を失しないよう設定しています。ただし、これにより難しい特別の事業があると認められる場合には、特定賃貸住宅の建設に要した費用及び事務費等を基準として設定しています。